

都市計画練馬北町（錦）一団地の住宅施設を次のように変更する。

名 称	錦一団地の住宅施設				
位 置	練馬区錦二丁目、平和台一丁目各地内				
面 積	約2.2ha				
建築物の限度	ブロック区分	Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
	建築面積の敷地面積に対する割合	4/10 以下	5/10 以下	4/10 以下	4/10 以下
	延べ面積の敷地面積に対する割合	17/10 以下	10/10 以下	17/10 以下	17/10 以下
住宅の 予定戸数	高層	339 戸			
	中層	21 戸			
	低層	—			
	計	360 戸			

配 置 の 方 針	公 道 路	都市計画道路補助第236号線（幅員11m—車道7m，歩道両側に2mずつ），補助第237号線（幅員11m—車道7m，歩道両側に2mずつ）の幅員は現況どおりとする。 Bブロック南側およびB・Cブロック間の道路を幅員6m、Cブロック東側の道路を幅員5mに整備する。 Aブロックの北側，Bブロックの北側，Cブロックの東側およびDブロックの東側には、区画道路に沿って、歩行者通路を整備する。
		公 園 及 び 緑 地
	其 他 の 公 共 施 設	上水道；受水槽を1ヶ所設け、東京都水道事業より供給を受ける。 下水道；公共下水道に放流する。 ガス；ガス事業者より供給を受ける。
	公 益 的 施 設	・集会所 ; 1ヶ所 ・管理事務所 ; 1ヶ所 ・高齢者在宅福祉施設；1ヶ所 ・駐車場 ; 計画戸数の1/2以上の駐車台数を確保し、団地内に適宜配置する。 ・自転車置場 ; 計画戸数の1.5倍以上の置場を確保し団地内に適宜配置する。 ・ゴミ置場 ; 団地内に適宜配置する。
住 宅	住宅は、周辺環境と調和させながら、土地の合理的かつ有効な利用を図るため、中層及び高層住宅として配置する。このため、ブロックごとに、建築面積および延べ面積の敷地面積に対する割合を定める。	

「区域並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり」

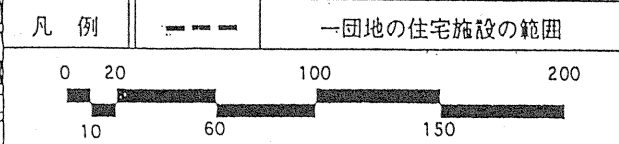
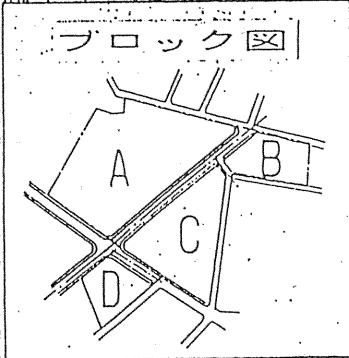
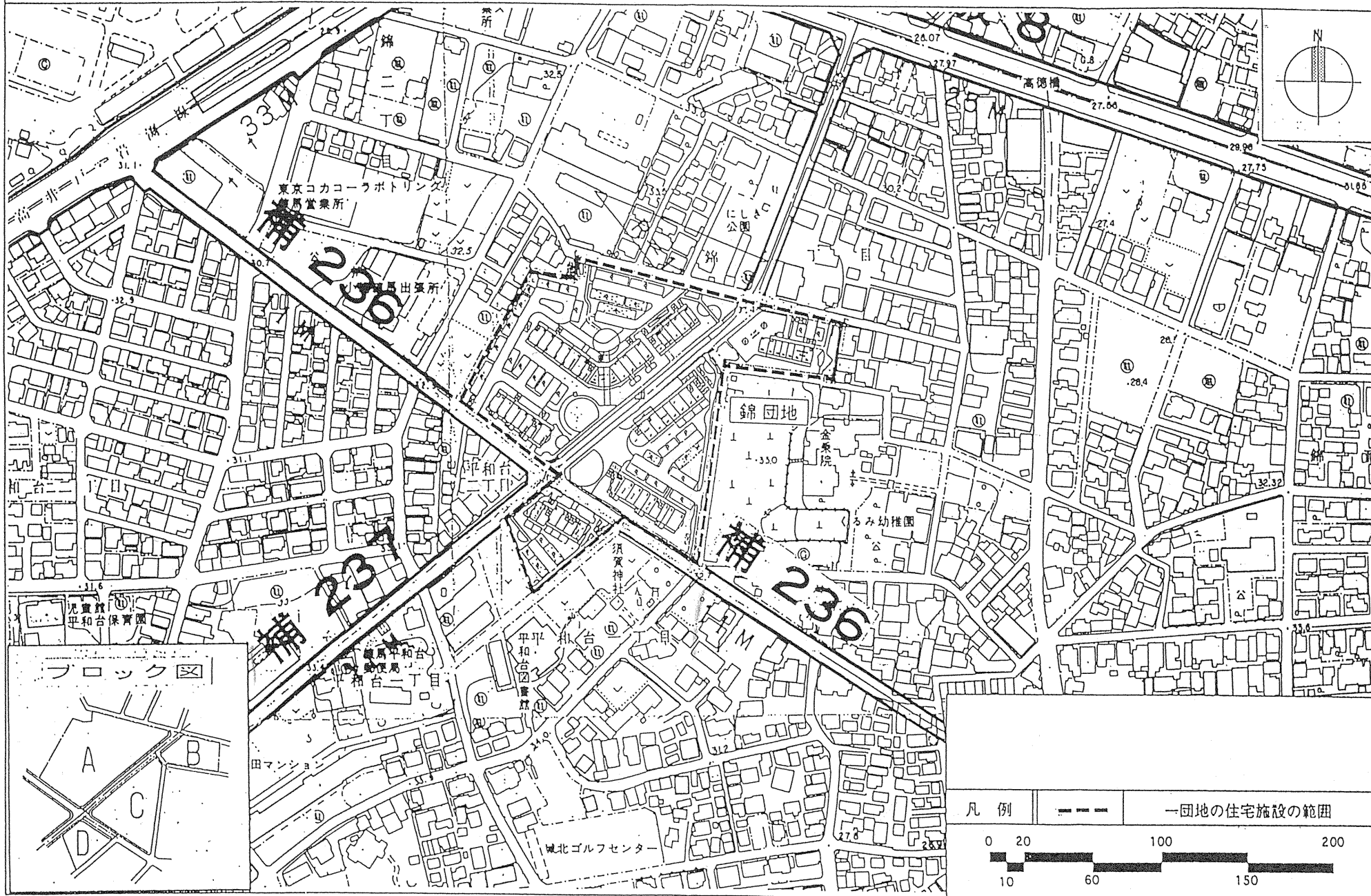
理 由 老朽化しつつある既存住宅を建替え、居住水準の向上並びに良好な居住環境の形成を図るとともに、立地に相応した土地の合理的かつ有効な利用を図り、公共住宅供給に寄与する。

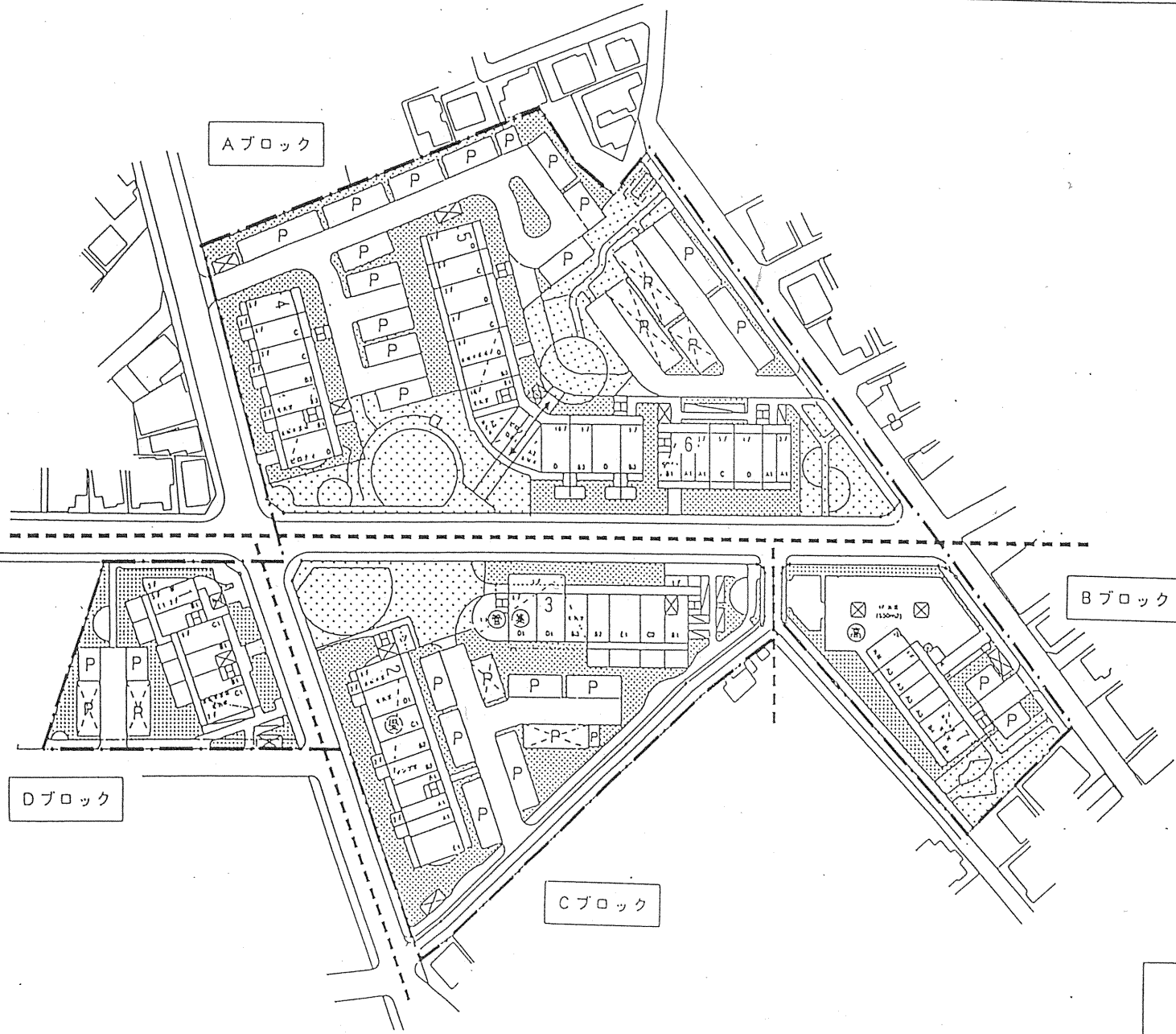
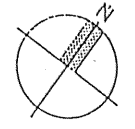


# 東京都市計画一団地の住宅施設

## 錦一団地の住宅施設

計画図





決定内容			
— · —	区域境界線		
- - - -	ブロック区分界		
	建ぺい率		容積率
A	4/10 以下	A	17/10 以下
B	5/10 以下	B	10/10 以下
C	4/10 以下	C	17/10 以下
D	4/10 以下	D	17/10 以下
概ねの配置			
[ ]	住棟		
[P]	立体駐車場		
[P]	平面駐車場		
[ ]	団地内公園	約 2800 m <sup>2</sup>	
[ ]	緑地	約 4800 m <sup>2</sup>	
[ ]	管理事務所・集会所		
[ ]	受水槽・ポンプ室		
[ ]	高齢者在宅福祉施設		
[ ]	団地内道路		

